



猪名川町議会告示第1号

地方自治法第74条第4項の意見を述べる機会の付与について

標記の件について、下記のとおり決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

令和元年6月14日

猪名川町議会議長 肥 爪 勝 幸



記

- 1 日 時 令和元年6月17日（月）午前10時
（議事の進行により、時間は変更することがある。）
- 2 場 所 猪名川町議会議場（猪名川町役場3階）
- 3 案件名 道の駅いながわの整備事業に関する住民投票条例の制定について
- 4 意見を述べる者 条例制定請求代表者 3人以内
- 5 意見を述べる時間 一人15分以内
- 6 傍 聴 傍聴席は、20席（傍聴希望者が20人を超えた時は、先着順により決定する。）